

### 3 - 2 環境面からの基本方針

#### ・郷土色豊かな海岸環境の保全

海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。

当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。

一方、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック」において緊急保護種とされているハヤブサが生息している他、笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、浅利黒松海岸砂丘植生、三隅海岸クロマツ林、飯ノ浦海岸植生など多くの特定植物群落が分布している。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域が指定されている他、大田市の琴ヶ浜海岸は日本でも屈指の鳴り砂海岸として知られている。

こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。

#### ・優れた海岸景観の保全

海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。

当沿岸では、島根半島の一部に大山隠岐国立公園が、また浜田市に浜田海岸県立自然公園が指定されており、名勝・天然記念物の加賀の潜戸、天然記念物の石見畳ヶ浦といった景勝地が存在する。

こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観の保全に配慮する。

#### ・環境保全への適切な対応

海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。

#### ・調査の実施

海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。